

# 会津若松市新斎場整備運営事業

## 基本契約書（案）

令和8年8月

福島県会津若松市

## 会津若松市新斎場整備運営事業 基本契約書（案）

【注：本案は、運営事業者が運営JVを組成することを前提としています。運営事業者がSPCを設立する場合は、必要な修正を行います。】

会津若松市新斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、会津若松市（以下「市」という。）と、●●（以下「代表企業」という。）を代表企業とする●●グループ（以下「事業者」という。）の各構成企業（第2条に定義される。）である●●、●●、●●及び●●（以下「構成企業」という。）は、以下のとおり合意し、本基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。

### 前 文

市は、本事業をDBO方式（設計、建設、維持管理・運営一括発注）による事業として実施することが適切であると認め、本事業を実施する民間構成企業を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、令和8年8月●日に「会津若松市新斎場整備運営事業 募集要項」及び募集要項と一体となる本事業に係るその他の資料を公表した。

市は、募集要項等（第2条に定義される。）に従い、●●を代表企業とする●●グループの本件提案（第2条に定義される。）に基づき、同グループを優先交渉権者として決定した。

市及び構成企業は、本事業の実施に関し、次のとおり合意する。なお、かかる合意は、市及び構成企業が、本事業に関する設計・建設工事請負契約（第2条に定義される。）、稼働準備業務委託契約（第2条に定義される。）及び指定管理者協定（第2条に定義される。）を締結するに当たり、本事業の全般にわたる事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、設計・建設工事請負契約、稼働準備業務委託契約及び指定管理者協定とともに不可分一体のものとして本事業に関する契約を構成する。

### （目的）

第1条 本基本契約は、本事業に関して市が実施した事業者選定手続において、●●グループが優先交渉権者として選定されたことを確認し、市及び構成企業が相互に協力して本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本基本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本事業 会津若松市新斎場整備運営事業をいう。

- (2) 本施設 本事業において新たに整備する建物、設備、火葬炉、什器備品及び駐車場を含む、維持管理区域内の建築物及び外構などの全てをいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
- (3) 本事業用地 本事業実施のための用地をいい、区域A（現斎場用地）、区域B（現斎場駐車場）、区域C（拡張部分）の他、本事業の中で整備や一部維持管理を求める区域D（道路部分）及び区域E（歩道部分）で構成され、募集要項等において特定される。
- (4) 募集要項等 令和8年8月●日付「会津若松市新斎場整備運営事業 募集要項」及び付属資料（要求水準書、基本契約書（案）、設計・建設工事請負契約（案）、稼働準備業務委託契約書（案）、指定管理業務に関する仮協定書（案）、優先交渉権者決定基準、様式集）等、市が公募の際に公表した書類一式（その後優先交渉権者選定までに公表されたそれらの修正及び質問への回答を含む。）をいう。
- (5) 本件提案 優先交渉権者が令和9年1月●日付で提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として優先交渉権者が本基本契約締結日までに市に提出して受理されたその他一切の文書をいう。
- (6) 事業者 本事業の実施に際して本基本契約を市と締結し、本事業を実施する者をいう。
- (7) 構成企業 優先交渉権者もしくは事業者を構成する企業又は法人をいう。
- (8) 設計企業 構成企業のうち火葬炉を除く本施設の設計業務を行う企業をいう。
- (9) 建設企業 構成企業のうち火葬炉を除く本施設の建設業務を行う企業をいう。
- (10) 火葬炉企業 構成企業のうち火葬炉の設計、製造、納入、設置、維持管理を行う企業をいう。
- (11) 解体企業 構成企業のうち解体撤去業務を行う企業をいう。
- (12) 維持管理企業 構成企業のうち火葬炉を除く本施設に係る維持管理業務を行う企業をいう。
- (13) 火葬炉運転企業 構成企業のうち火葬炉の運転業務及び火葬業務を行う企業をいう。
- (14) 運営企業 構成企業のうち火葬炉を除く本施設に係る運営業務を行う企業をいう。
- (15) 施設整備グループ 構成企業のうち設計企業、建設企業、火葬炉企業、解体企業で構成される施設整備業務を行うグループをいう。
- (16) 施設整備代表企業 施設整備グループを構成する企業のうち、代表する企業をいう。

- (17) 維持管理・運営グループ 構成企業のうち火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業、運営企業で構成される、稼働準備業務及び維持管理・運営業務を行うグループをいう。
- (18) 維持管理・運営代表企業 維持管理・運営グループを構成する企業のうち、代表する企業をいう。
- (19) 施設整備 J V 市と設計・建設工事請負契約を締結する設計企業、建設企業、火葬炉企業及び解体企業による共同企業体をいう。
- (20) 稼働準備業務受託者 市と稼働準備業務委託契約を締結する火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業及び運営企業による共同企業体をいう。
- (21) 運営事業者 市と指定管理協定を締結する者【S P Cを設立する場合はS P C、S P Cを設立しない場合は火葬炉企業、維持管理企業、火葬炉運転企業及び運営企業による共同企業体】をいう。
- (22) 事業契約 本基本契約、設計・建設工事請負契約、稼働準備業務委託契約及び指定管理者協定の総称をいう。
- (23) 設計・建設工事請負契約 本事業の施設整備業務の実施のために、本基本契約に基づき、市と施設整備 J Vが締結する契約をいう。
- (24) 稼働準備業務委託契約 本事業の稼働準備業務の実施のために、本基本契約に基づき、市と稼働準備業務受託者が締結する契約をいう。
- (25) 指定管理者協定 本事業の維持管理・運営業務の実施のための基本的事項等について、市と指定管理者が締結する協定をいう。
- (26) 本指定 運営事業者を本施設の指定管理者として指定することをいう。
- (27) 施設整備業務 本事業の施設整備に関する業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
- (28) 解体撤去業務 現斎場の解体及び撤去に関する業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
- (29) 稼働準備業務 本施設の稼働準備に関する業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
- (30) 維持管理業務 本事業の維持管理に関する業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。
- (31) 運営業務 本事業の運営に関する業務をいい、詳細は募集要項等及び本件提案による。

(32) 維持管理・運営業務 維持管理業務及び運営業務の総称をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 構成企業は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要等)

第4条 本事業の事業日程は、別紙1記載の日程のとおりとする。

2 本事業において、構成企業が行う業務の概要は、別紙2記載のとおりとし、構成企業は、各事業契約に基づき、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

(役割分担)

第5条 本事業において、構成企業は、それぞれ、募集要項等及び本件提案に従い、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負うものとし、自らが当事者となる契約に基づき、本事業を実施するものとする。

- (1) 施設整備グループは、施設整備JVを組成したうえで市から施設整備業務を請け負い、設計・建設工事請負契約に基づき施設整備業務を自らの責任及び費用負担において履行する。
- (2) 稼働準備業務受託者は、市から稼働準備業務を受託し、稼働準備業務委託契約に基づき稼働準備業務を自らの責任及び費用負担において履行する。
- (3) 維持管理・運営グループは、運営事業者を組成したうえで、本施設の指定管理者として、指定管理者協定に基づき維持管理・運営業務を自らの責任及び費用負担において履行する。

2 市は、本施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として設置し、会津若松市議会の議決を経て、運営事業者を維持管理・運営業務の実施期間中の指定管理者に指定する。

(施設整備JVの組成)

第6条 施設整備グループは、設計・建設工事請負契約の締結までに施設整備JVを組成するものとし、施設整備JVの組成及び運営に関し、市の認める内容の共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。

- 2 施設整備グループは、前項に定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを市に提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときは、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写し、その他変更内容を証する書面を市に対し提出するものとする。

(稼働準備業務受託者の組成)

第7条 維持管理・運営グループは、稼働準備業務委託契約の締結までに稼働準備業務受託者を組成するものとし、稼働準備業務受託者の組成及び運営に関し、市の認める内容の共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。

- 2 維持管理・運営グループは、前項に定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを市に提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときは、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写し、その他変更内容を証する書面を市に対し提出するものとする。

(運営事業者の組成)

第8条 維持管理・運営グループは、指定管理者協定の仮協定の締結までに運営事業者を組成するものとし、運営事業者の組成及び運営に関し、市の認める内容の共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。

- 2 維持管理・運営グループは、前項に定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを市に提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときは、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写し、その他変更内容を証する書面を市に対し提出するものとする。

(事業契約)

第9条 施設整備JVは、施設整備業務に関し、市との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った設計・建設工事請負契約の仮契約を、令和9年5月上旬を目途として締結する。

- 2 稼働準備業務受託者は、稼働準備業務に関し、市との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った稼働準備業務委託契約を、令和9年6月中旬を目途として締結する。
- 3 運営事業者は、維持管理・運営業務に関し、市との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った指定管理者協定の仮協定を、令和11年4月以降に締結する。

- 4 事業契約と、募集要項等及び本件提案との間に矛盾抵触がある場合は、事業契約、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先する。ただし、募集要項等と本件提案の内容に差異があり、本件提案に記載された性能又は水準が、募集要項等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で本件提案の記載が募集要項等の記載に優先する。
- 5 事業契約相互間においては、本基本契約の規定は、別途明示的に合意した場合を除き、設計・建設工事請負契約、稼働準備業務委託契約及び指定管理者協定の規定に優先する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本事業の事業者選定手続に関して生じたとき、募集要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める応募者の備えるべき参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、市の承諾を得た場合を除く。）は、市は事業契約を締結しないことができる。
- (1) 事業契約に関し、事業者のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者のいずれか又は事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、事業契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の事業者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 事業契約に関し、事業者のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（準備行為）

第 10 条 構成企業は、事業契約の締結前であっても、自らの費用と責任において募集要項等記載の条件及び本件提案を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとする。

- 2 構成企業は、各事業契約の締結後速やかに、前項に従ってなされた準備行為の結果を当該契約の当事者に承継させるものとする。

（事業契約の不成立）

第 11 条 市及び構成企業いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の締結に至らなかった場合（設計・建設工事請負契約について会津若松市議会の議決が得られなかった場合を含む。）には、本基本契約に別段の定めがない限り、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（違約金）

第 12 条 前項の規定にかかわらず、本事業の事業者選定手続に関し、第 9 条第 6 項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合は、構成企業は連帯して、本事業の事業者選定手続における優先交渉権者の提案価格の 100 分の 20 に相当する金額（同一の事由により他の事業契約に基づき違約金が市へ支払われている場合は、当該金額を控除した額とする。）を、市への違約金として支払う。ただし、市に損害が生じない場合において市が特に認めるときは、この限りではない。

（施設整備業務）

第 13 条 施設整備業務の事業日程は、別紙 1 第 1 項記載のとおりとする。

- 2 施設整備業務の概要は、別紙 2 第 1 項記載のとおりとする。
- 3 施設整備 J V は、設計・建設工事請負契約の定めるところに従って施設整備業務を履行する。
- 4 施設整備業務の事業日程が、施設整備 J V の責めに帰すべき事由により遅延したことに起因して構成企業に損害又は増加費用が生じた場合、当該損害又は増加費用はすべて構成企業が連帯して負担する。また、当該遅延に起因して市に損害又は増加費用が生じた場合（稼働

準備業務及び維持管理・運営業務の開始が遅延した場合を含む。)、施設整備 J V は連帯して当該損害又は増加費用を負担する。

5 前各項のほか、施設整備業務の詳細は、設計・建設工事請負契約に定めるところによる。

(稼働準備業務)

第 14 条 稼働準備業務の事業日程は、別紙 1 第 2 項記載のとおりとする。

2 稼働準備業務の概要は、別紙 2 第 2 項記載のとおりとする。

3 稼働準備業務受託者は、稼働準備業務委託契約の定めるところに従って稼働準備業務を履行する。

4 前各項のほか、稼働準備業務の詳細は、稼働準備業務委託契約に定めるところによる。

(維持管理・運営業務)

第 15 条 維持管理・運営業務の事業日程は、別紙 1 第 3 項記載のとおりとする。

2 維持管理・運営業務の概要は、別紙 2 第 3 項記載のとおりとする。

3 運営事業者は、指定管理者協定の定めるところに従って、指定管理者として本施設の維持管理・運営業務を履行する。

4 前各項のほか、維持管理・運営業務の詳細は、指定管理者協定に定めるところによる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 16 条 市及び構成企業は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の地位及び権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(損害賠償)

第 17 条 各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの構成企業の市に対する賠償義務については、他の構成企業も連帯して責任を負うものとし、市は、構成企業の全員に対して、市が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(本基本契約の変更)

第 18 条 本基本契約は、当事者全員の書面による合意がなければ変更することができない。

(有効期間及び解除)

第 19 条 本基本契約の規定は、本基本契約の締結日から、本事業がすべて終了するまで、市及び構成企業を法的に拘束するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本基本契約以外の事業契約のすべてが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市は、構成企業が次の各号のいずれかに該当するときは、構成企業に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、市の第 17 条に基づく構成企業に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 締結している本基本契約以外の事業契約の一つでも市から解除された場合、本指定が取り消された場合又は構成企業の責めに帰すべき事由により本基本契約以外の事業契約の全部又は一部が締結されない場合。

(3) 本事業の事業者選定手続に関し、優先交渉権者について、第 9 条第 6 項各号に定めるいずれかの事由が生じていたことが判明した場合。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、構成企業は、市が次の各号のいずれかに該当するときは、市に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、構成企業の第 17 条に基づく市に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、構成企業が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 締結している本基本契約以外の事業契約が構成企業から解除された場合。

5 第 3 項の規定により本基本契約が解除された場合、市は、構成企業の責めに帰すべき事由としてその他の事業契約（履行が完了したものを除く。）を解除することができる。

6 第 4 項の規定により本基本契約が解除された場合、構成企業は、市の責めに帰すべき事由としてその他の事業契約（履行が完了したものを除く。）を解除することができる。

7 前各項の規定にかかわらず、本基本契約の終了後も、第 16 条、第 17 条及び第 20 条から第 23 条までの規定は有効とし、当事者を法的に拘束する。

(秘密保持等)

第 20 条 市及び構成企業は、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び構成企業が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報（本事業に関する優先交渉権者の提案書類を、募集要項記載の条件に従って公表する場合を含む。）

3 第 1 項の規定にかかわらず、市及び構成企業は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負担する者に必要な範囲で開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市及び構成企業が守秘義務契約を締結したアドバイザーに本事業に必要な限りで開示する場合

4 市は、前各項の規定にかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 構成企業は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規程を遵守するものとする。

（誠実協議）

第 21 条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び構成企業が誠実に協議して定めるものとする。

(準拠法)

第 22 条 本基本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第 23 条 市及び構成企業は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、福島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(以下余白)

以上の証として、本基本契約書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和9年3月\_\_\_\_日

(市) 会津若松市

(構成企業) (代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

(構成企業)

(構成企業)

(構成企業)

(構成企業)

## 別紙 1 事業日程

- 1 施設整備業務
- 2 稼働準備業務
- 3 維持管理・運營業務

## 別紙 2 構成企業が行う業務

1 施設整備業務

2 稼働準備業務

3 維持管理・運営業務